

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答の欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法(第5条)の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の運用の停止の処分を受け、その処分の期間が終了した日から2年を経過しない者
- 4 工事落成期限経過後2週間以内に工事落成届を提出しない者

[2] 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定されるものはどれか。電波法(第8条)の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の型式及び周波数
- 2 免許の有効期間
- 3 通信の相手方及び通信事項
- 4 無線局の目的

[3] 次に掲げるもののうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件として定められていないものはどれか。無線設備規則(第20条)の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 満足な指向特性が得られること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 空中線の位置の近傍にある物体による影響を受けないこと。

[4] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法(第28条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の A B 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- | A | B |
|---------|----------|
| 1 偏差及び幅 | 高調波の強度 |
| 2 偏差及び幅 | 空中線電力の偏差 |
| 3 偏差 | 高調波の強度 |
| 4 偏差 | 空中線電力の偏差 |

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
J 3 E	<input type="text" value="A"/>	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
G 7 D	角度変調で位相変調	<input type="text" value="B"/>	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
F 2 C	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="C"/>

- | A | B | C |
|---------------------|---------------------------|----------------|
| 1 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | デジタル信号である
2以上のチャンネルのもの | フアクシミリ |
| 2 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | アナログ信号である
2以上のチャンネルのもの | テレビジョン（映像に限る。） |
| 3 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | デジタル信号である
2以上のチャンネルのもの | テレビジョン（映像に限る。） |
| 4 振幅変調で低減搬送波による単側波帯 | アナログ信号である
2以上のチャンネルのもの | フアクシミリ |

[6] 次の記述は、無線従事者の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- ① 電波法第9章（罰則）の罪を犯し の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から を経過しない者
- ② 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から を経過しない者
- ③ 欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

- | A | B | C |
|--------|----|--------|
| 1 懲役 | 2年 | 身体に |
| 2 懲役 | 5年 | 著しく心身に |
| 3 罰金以上 | 2年 | 著しく心身に |
| 4 罰金以上 | 5年 | 身体に |

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが B ときに人命の救助、 C、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	著しく困難である	災害の救援
2	有線通信	能率的でない	財貨の保全
3	電気通信業務の通信	著しく困難である	財貨の保全
4	電気通信業務の通信	能率的でない	災害の救援

[8] 次に掲げるもののうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実用化試験局を運用する場合
- 2 総合通信局長が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 工事設計書に記載された空中線を使用することができない場合
- 4 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する場合

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に A させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに B しなければならない。

	A	B
1	その電波の質の測定結果を報告	その旨を通知
2	その電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除
3	電波を試験的に発射	その旨を通知
4	電波を試験的に発射	①の停止を解除

[10] 次に掲げるもののうち、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止
- 2 6箇月以内の期間を定めて行われる無線局の電波の型式の制限
- 3 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限
- 4 再免許の拒否

[11] 次に掲げるもののうち、無線従事者が総務大臣からその免許を取り消され、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 2 5年間継続して無線設備の操作を行わなかったとき。
- 3 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[12] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 2 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 4 免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。